

公正取引委員会 業務継続計画 (第8版)

令和6年11月1日
公正取引委員会

公正取引委員会業務継続計画

	平成26年6月30日	事務総長通達第11号
改正	平成27年6月30日	事務総長通達第15号
	平成28年3月31日	事務総長通達第9号
	平成29年3月28日	事務総長通達第2号
	平成31年3月29日	事務総長通達第4号
	令和5年4月20日	事務総長通達第4号
	令和6年3月29日	事務総長通達第1号
	令和6年10月31日	事務総長通達第8号

<目次>

第1	本計画の背景及び基本方針	1
1	背景	1
2	基本方針	1
	(1) 国民生活への影響の回避	1
	(2) 業務継続のための体制整備	1
3	実施体制	1
第2	被害想定と前提条件	1
1	被害概要（最大）	2
2	本計画における前提条件	3
	(1) 公共交通機関	3
	(2) 庁舎	3
	(3) 庁舎に係るライフライン等	3
	(4) 首都直下地震発生時の標準的参集可能職員	4
第3	発災時における対応	4
1	安否確認	4
2	参集等	5
	(1) 勤務時間外に発災	5
	(2) 勤務時間内に発災	6
3	災害対策本部	6
第4	非常時優先業務及び期限付き業務	7
1	継続すべき優先業務の抽出方法	7
2	非常時優先業務の抽出結果	8
3	期限付き業務	9
4	非常時優先業務及び期限付き業務を担当する要員の選定	9
5	執行体制	10
第5	業務継続のための執務環境の確保	10

1	設備関係	11
(1)	庁舎及び執務室	11
(2)	電気	11
(3)	通信・情報システム	11
(4)	情報システム	11
2	非常用物品等	11
(1)	非常用食料・飲料水	11
(2)	事務用品	11
(3)	その他非常用物品	12
(4)	備蓄状況の把握・管理	12
3	帰宅困難者等への対応	12
(1)	来庁者等への対応	12
(2)	負傷者の救護	12
4	代替庁舎の確保	12
第6	通常体制への復帰	13
1	通常体制復帰の判断	13
2	復帰情報の周知	13
第7	教育、訓練、計画の見直し等	13
1	本計画に係る教育	13
2	訓練等	13
3	本計画の見直し	14
4	その他	14

第1 本計画の背景及び基本方針

1 背景

これまで、政府においては、地震防災対策を進めるために、首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定）、首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月中央防災会議決定）及び首都直下地震の地震防災戦略（平成18年4月中央防災会議決定）を策定し、首都直下地震対策を推進し、公正取引委員会においても、あらかじめ、首都圏における大規模地震発災時において優先して継続すべき業務を選定し、発災時に、これら業務を遅滞なく再開するために必要な事項を定めた「公正取引委員会業務継続計画」を平成21年9月に策定した。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定された。これを受け、当該計画の内容に即した公正取引委員会における業務継続計画を策定したものである。

2 基本方針

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等を運用することにより、公正かつ自由な競争の促進を通じて我が国経済の発展を促進することを任務としており、首都直下地震発災時であっても、この任務を達成するに必要な業務を継続するため、公正取引委員会は、以下の方針に基づいて、業務継続計画を策定する。

(1) 国民生活への影響の回避

発災時においても、公正取引委員会の業務の停滞によって国民生活に影響を及ぼすことがないように、必要な業務を継続するとともに、通常業務の早期回復を図る。

(2) 業務継続のための体制整備

発災時において、必要な業務を継続するため、必要な人員を確保するとともに、執務体制及び執務環境についても整備する。

3 実施体制

本計画を運用するための体制として、総括審議官を長とし、官房総務課長、官房サイバーセキュリティ・情報化参事官、人事課長、人事課企画官（厚生管理担当）、経済取引局総務課長、調整課長、取引企画課長、相談指導室長、企業取引課長及び管理企画課長をメンバーとする公正取引委員会業務継続推進会議を設置する。

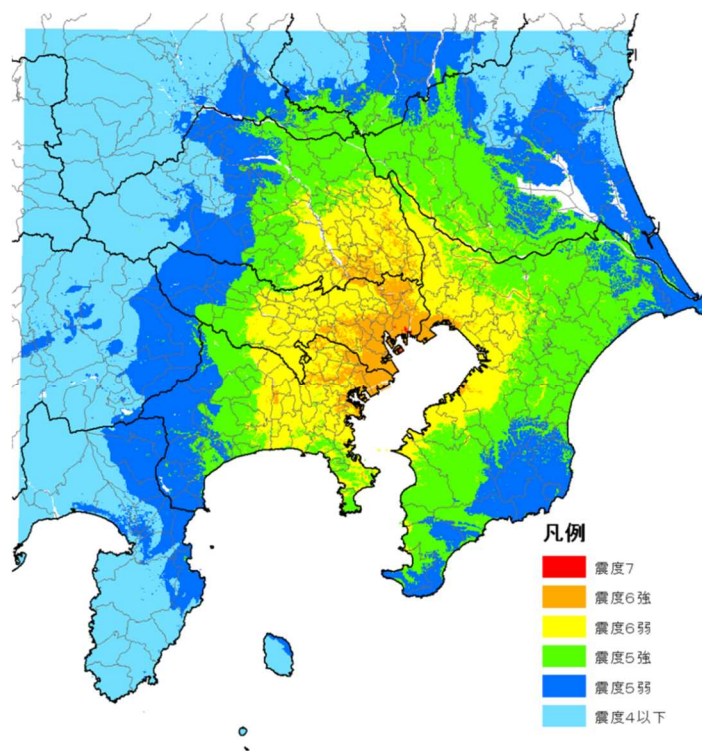
第2 被害想定と前提条件

中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループが示した

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 25 年 12 月）では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞が関等の地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低いとされている。また、この地区は、電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっており、地震に対して一定の強靱性を有しているものといえることができる。

しかしながら、政府においては、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要がある。このため、本計画の前提条件については、首都直下地震対策検討ワーキンググループが想定する「都心南部直下地震」（M7.3、東京 23 区の最大震度 7）の震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、「政府業務継続計画」における被害想定に基づき、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定することとする。被害概要及び前提条件は、次のとおりである。

図 震度分布（都心南部直下地震）



出典：首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告書

1 被害概要（最大）

- ・死者約 2.3 万人。負傷者約 12.3 万人（うち重傷者約 3.7 万人）

- ・帰宅困難者 約 800 万人（都内で約 490 万人）
 - ・避難者 1 日後約 300 万人（うち避難所生活者約 180 万人）
2 週間後約 720 万人（うち避難所生活者約 290 万人）
 - ・建物全壊 約 61 万棟（うち火災焼失約 41.2 万棟）
 - ・ライフライン施設被害による供給支障（発災直後）
 - 電力約 1220 万軒 （51%）
 - 上水道約 1444 万人（31%）
 - ガス約 159 万軒 （17%）
 - 通信約 469 万回線 （48%）
- （各括弧内の数字は東京都内における支障率を表す。）

2 本計画における前提条件

(1) 公共交通機関

ア 鉄道

首都圏の鉄道は、橋脚、電柱、架線等に被害が発生し、全線について運行停止する。

復旧には、地下鉄が 1 週間、J R 及び私鉄が 1 か月を要する。

イ 道路

一般道路は、震度 6 強以上のエリアで道路施設の被害、沿道建物の倒壊、延焼火災等により通行困難区間が生じるが、4 車線道路など幅員の大きな道路は交通機能を果たす。ただし、通行可能な箇所でも平均走行時速 5 キロメートルの深刻な交通渋滞が発生する。

また、高速道路は、一部の箇所で応急復旧を要する被害や近隣の延焼火災の危険のため、不通となる。主要道路の啓開には、1 週間を要する。

(2) 庁舎

建物が倒壊するなどの大きな損傷が生じるおそれは小さいが、設備や配管等に対する損傷、付属工作物の機能不全、データの復旧困難等により、業務の再開までに一定の時間を要する。

(3) 庁舎に係るライフライン等

ア 電力

東京湾内の火力発電所はおおむね運転を停止して電力供給能力が減少し、また、供給設備が損傷するため、停電が 1 週間継続する。

イ 電話

固定電話、携帯電話は、大量のアクセスにより輻輳が発生するため 90%規制が実

施され、ほとんどが通話できなくなり、復旧に1週間を要する。

しかし、衛星携帯電話が使用可能であり、災害時優先電話も通話が確保される。
携帯メールは大幅な遅配等が発生するが使用できる。

ウ 下水道

管路やポンプ場、処理場の被災により、揺れの強いエリアを中心に下水道の利用が困難となり、復旧までには1か月を要する。

エ インターネット

インターネットは利用できないエリアが発生するが、プロバイダーサービスは継続される。断線により外部とのインターネット接続は困難となる可能性がある。

オ 上水（飲料水）

管路や浄水場等の被災により、揺れの強いエリアを中心に断水が発生（東京23区内では約5割）し、復旧までに1週間を要する。

(4) 首都直下地震発生時の標準的参集可能職員

〈参集条件〉

- ・ 庁舎から10キロメートル圏内に居住する職員は徒歩により参集を試み、徒歩により参集できない職員及び10キロメートル圏外に居住する職員は鉄道が復旧後に参集する。
- ・ 歩行速度は時速2キロメートル

〈参集予測結果〉（令和4年8月時点）

	3 時間後	6 時間後	12 時間後	24 時間後	48 時間後	72 時間後
合計	12 人	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人

※ 発災後、死傷していない参集要員（後記第3 2(1)ア参照）が一定の条件下で参集を開始した場合の参集予測結果

第3 発災時における対応

1 安否確認

官房人事課は、東京都において震度6弱以上の地震が発生した場合には、次の対応を採る。また、習熟のため、年1回安否の報告についての訓練を実施する。

- (1) 携帯メールを利用して災害発生時の安否確認を迅速に行う自動集計システムを用いたサービス（地震発生時に自動送信された安否確認メールに対し、職員が選択方式により本人及び家族の安否、参集の可否等の安否情報の入力を行って返信することにより、職員の安否確認情報が集約されるシステムを用いたサービス。以下「安否確認サービス」という。）により、本局勤務職員の安否確認情報を速やかに把握し、後記3の公正取引委員会災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に報告する。

- (2) 安否確認サービスが利用できない、又は、安否確認サービスにより安否確認情報を把握できないときは、官房各課室及び各部局の総括業務担当者を通じて安否を確認し、災害対策本部に報告する。

本計画に基づく以下の対応は、東京 23 区内で震度 6 強以上の地震が発生した際に、自動的に発動するものとする。

2 参集等

(1) 勤務時間外に発災

ア 参集要員

公正取引委員会業務継続計画に基づく災害対策本部業務実施マニュアル（以下「災害対策本部業務実施マニュアル」という。）に規定される 6 号館参集要員及び後記第 4 の 4 に規定される非常時優先業務等担当要員は、「東京 23 区内震度 6 強」以上の情報を覚知し次第、家族を含めた安否情報を安否確認サービスに送信（安否確認サービスが利用できない場合は電話又はメールによる連絡。後記イにおいて同じ。）した上で、指示を待つことなく速やかに庁舎に参集する。ただし、参集要員のうち期限付き業務に従事する職員は、発災から 2 週間以内に対応すべき案件の有無等を勘案して、担当課室の長の判断を仰ぎつつ、参集の可否を判断する（後記第 4 の 3 参照）。

- ・ 6 号館参集要員及び非常時優先業務等担当要員は、以下のような事由により参集できない場合、災害対策本部又は非常時優先業務の担当課室の長に連絡しその指示に従う。災害対策本部又は非常時優先業務の担当課室の長は、参集要員の参集状況を確認し、参集要員が参集できない場合には速やかに予備の参集要員を招集し、また、必要な場合には、非参集要員のうち参集可能な者を参集させる。

なお、6 号館参集要員及非常時優先業務等担当要員以外の参集要員等についても、以下のような事由に基づき、参集の可否を判断する。

参集できない場合（例）

- ① 職員又は家族が被災し、治療又は入院の必要があるとき。
- ② 職員又は家族の住居が被災し、職員が復旧作業、物資調達等に従事又は一時避難しているとき。
- ③ 徒歩で参集せざるを得ない場合において、その距離が概ね 10 キロメートル以上のとき。
- ④ 参集途上において、救命活動等に参加する必要が生じたとき。

イ 非参集要員

- ・ 非参集要員は、家族を含めた安否情報を安否確認サービスに送信した上で、公共

交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機する。

- ・ 非参集要員は、待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

(2) 勤務時間内に発災

ア 全職員

- ・ 本局の全職員は、可能な限り家族の安否を確認する。
- ・ どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

イ 災害対策本部要員等

- ・ 庁舎内の災害対策本部要員及び非常時優先業務の担当課室の職員は、本計画に定める発災時の行動を遂行する。
- ・ テレワークや出張等で災害対策本部要員が庁舎外に所在する場合は、代わりの者として、同一課室内の職員で在庁する者を災害対策本部長が指名し、本計画に定める発災時の行動を遂行する。

ウ 非参集要員

- ・ 非参集要員は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、「中央合同庁舎第6号館B棟公正取引委員会地区消防計画」（以下「消防計画」という。）に基づき、むやみに移動せずに庁舎内で待機する。
※ 東京都帰宅困難者対策条例第7条により、事業者は、大規模災害の発生時ににおいて、従業員が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならないとされている。
- ・ 非参集要員は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない職員の家族の安否確認や庁舎内の復旧業務も含めたロジ業務、災害対策本部の業務、非常時優先業務及び期限付き業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

3 災害対策本部

首都直下地震が発災し、業務継続のための体制を構築する必要があると認めるときは、災害対策本部を置く。災害対策本部は、官房総括審議官を長とし、災害対策本部長を補佐する本部長代理として官房総務課長及び官房人事課長を充てる。また、災害対策本部は、中央合同庁舎第6号館B棟の被害状況を踏まえ、14階官房第3会議室又は1階情報公開・資料閲覧室に設置する。

災害対策本部長は、業務継続に係る業務を統括・指揮する。

官房総務課長は、後記第4に定める非常時優先業務に関する内容について補佐する。
官房人事課長は、消防計画に基づき、6号館B棟公正取引委員会地区自衛消防隊長として、非常時において直ちに行うべき消火、救命救助、避難誘導等の活動を指揮するほか、職員及び在庁者の安否確認、備蓄物品等の配給、執務環境の確保等を行う。

また、官房総務課広報係担当者は、発災後24時間以内を目途に公正取引委員会ウェブサイトを通じて情報提供できる体制を整備するほか、官房総務課会計室（用度係）担当者は、非常時優先業務を実施するための必要な物品の確保等を行う。

（本局に災害対策本部を設置できない場合）

発災により庁舎に倒壊等のおそれがあるなどの理由により、6号館B棟に災害対策本部を設置できない場合には、立川地区に所在する国際法務総合センター（以下「立川代替庁舎」という。）に緊急災害対策本部を置くこととし、立川代替庁舎に緊急災害対策本部を設置できない場合には、近畿中国四国事務所（近畿中国四国事務所が同時に被災するなど同事務所に設置できない場合には中部事務所又は九州事務所のいずれか）に緊急災害対策本部を置く。緊急災害対策本部の要員は、災害対策本部又は事務局の要員と連絡を取りながら、緊急災害対策本部設置後の対処方針を決定する。

なお、近畿中国四国事務所に緊急災害対策本部を設置した場合の体制は以下のとおりとする。

◎緊急災害対策本部長	近畿中国四国事務所長
○緊急災害対策本部事務局長	近畿中国四国事務所総務課長
・緊急災害対策本部事務局員	近畿中国四国事務所総務課総務係長

また、代替庁舎での業務実施には制約が多いため、平常時の庁舎よりも非常時優先業務等の遂行レベルが低下する。このため、代替庁舎に緊急災害対策本部を設置した場合でも、6号館B棟の執務環境を早期に復旧させて、適切な時期に平常時の庁舎に復帰する必要がある。6号館B棟に復帰する時期については、庁舎の安全確認や復旧の状況、公共交通機関を含む移動手段の確保状況等を考慮し、災害対策本部において決定する。

第4 非常時優先業務及び期限付き業務

1 継続すべき優先業務の抽出方法

発災時の行動として、政府業務継続計画が定める政府として維持すべき必須機能に該当する業務について、想定災害の発災後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、公正取引委員会として継続すべき優先業務（以下「非常時優先業務」という。）を抽出する。

業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行い、2週間以内に影響の程度がレベルⅢ以上となる業務を非常時優先業務として抽出する。

(表)「影響の重大性」の評価基準

影響の程度	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことによる社会的影響
レベルⅠ (軽微)	社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベルⅡ (小さい)	若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベルⅢ (中程度)	社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベルⅣ (大きい)	相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
レベルⅤ (極めて大)	甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

2 非常時優先業務の抽出結果

前記1の抽出方法により、東日本大震災の際の取組も踏まえ抽出した結果、公正取引委員会における非常時優先業務と認められる業務は下表「非常時優先業務」のとおりである(いずれもレベルⅣに該当する。)

非常時優先業務

担当課室	業務内容	再開までの期間
調整課	他省庁からの相談への対応 他省庁からの事業者間の取組や行政の関与について相談を受け、独占禁止法の考え方を明らかにする。	発災後 24 時間以内
相談指導室	震災に関連した独占禁止法に係る相談業務 事業者間の協力的行為等について相談を受け、独占禁止法の考え方を明らかにする。	発災後 24 時間以内
企業取引課	震災に関連した下請法に係る相談業務 震災被害を受けた親事業者等から下請法の考え方について相談を受け、考え方を明らかにする。	発災後 24 時間以内

担当課室	業務内容	再開までの期間
フリーランス取引適正化室	震災に関連したフリーランス法に係る相談業務 震災被害を受けた特定業務委託事業者等からフリーランス法の考え方について相談を受け、考え方を明らかにする。	発災後 24 時間以内

3 期限付き業務

前記 2 の非常時優先業務には該当しないものの、法令等において公正取引員会が一定期限内での対応を義務付けられる手続に係る業務のうち、当該期限内に対応等が行われないと相当程度影響が生じるおそれがある下表の業務（以下「期限付き業務」という。）については、発災後、当該業務を速やかに行う。ただし、発災から 2 週間後には完全ではないものの全ての課室等において通常業務が再開されると想定されることから、期限付き業務であっても、発災から 2 週間以内に対応すべき案件がないなど、2 週間程度業務が停止しても差し支えない場合には、当該業務の担当課室の長は、業務の再開時期を適切に判断し、担当要員の出勤の可否を決定する。

期限付き業務

担当課室	業務内容	根拠法令・条文
管理企画課	○ 交付要求業務 執行機関に対する交付要求期限の延長手続を行う。	国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 82 条、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 114 条第 1 号、破産規則（平成 16 年最高裁判所規則第 14 号）第 50 条第 1 項 等
官房総務課	○ 審決取消請求事件、文書提出命令申立事件、執行免除申立事件等に関して期限が定められた手続の期限延長等を行う。	民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 93 条第 1 項
企業結合課	○ 合併、株式保有等の企業結合に関する調査 合併等の企業結合計画に係る届出を行った会社に対する報告等の要求について、法定の期間内に必要な対応をとる。	独占禁止法第 10 条及び第 15 条から第 16 条まで

4 非常時優先業務及び期限付き業務を担当する要員の選定

発災時に、前記 2 に定める非常時優先業務及び前記 3 に定める期限付き業務を実施する課室においては、各業務のマニュアルにおいて、あらかじめこれらの業務を担当する非常時優先業務等担当要員（参集要員）を指定しておく。

また、非常時優先業務等を担当する課室のみでは必要な要員を確保できない時間帯

が生じるときは、当該課室が属する部局内での応援体制をあらかじめ構築し、必要な要員を指定しておく。

なお、発災後しばらくの間は、公共交通機関の不通、道路の寸断等が想定されることから庁舎までの移動は徒歩等となり、また、通行止め等により迂回を強いられるなど路程が通常より長くなる可能性が高く、さらに、余震、火災等による二次災害による被災も懸念されることなどから、非常時優先業務等担当要員は、真に必要な最小限の数にとどめ、非参集要員は、通勤手段及び通勤経路の安全が確認されてから登庁する。

5 執行体制

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も他省庁又は事業者等からの相談などに対して適切に意思決定がなされるように、あらかじめ部局長に係る権限委任を行うことを基本とする。

また、非常時優先業務及び期限付き業務を適切かつ迅速に行うためには、指揮命令系統が確立されている必要があることから、当該業務を実施する課室においては、決裁権者が不在の場合でも適切に意思決定がなされるように、各業務のマニュアルにおいて、あらかじめ、発災時における権限委任を定めるものとする。

なお、通信手段を確保するため、災害対策本部長、本部長代理、部局長及び非常時優先業務を実施する課室の長については、携帯通信端末を貸与し、常時、連絡が取れる体制を確保するものとする。

<権限委任の考え方>

ア 決裁権者が参集しなくとも連絡が取れる状態にある場合には、権限委任は行わない。

イ 決裁権者と連絡が取れない場合には、あらかじめ定めた順序で自動的に権限が委任されることとする。

仮に非常時優先業務又は期限付き業務の対応に当たって、事案の性質上、委員長及び委員の合議による意思決定が必要となった場合は、電話会議システム等を活用した合議を行うこととする。

第5 業務継続のための執務環境の確保

前記第3の3に定める災害対策本部の業務並びに前記第4に定める非常時優先業務及び期限付き業務を適切かつ迅速に行うために必要な執務環境の確保については、以下のとおりである。

1 設備関係

(1) 庁舎及び執務室

中央合同庁舎第6号館は、建物に作用する地震力を低減させる免震構造となっており、震度6強から震度7の大規模地震でも設備等を含め大きな被害はなく、業務を行うことが可能である。

(2) 電気

中央合同庁舎第6号館は、商用電力供給が停止した場合に備えて、非常時優先業務を実施するための最小限度の負荷（非常時優先業務に使用する機器等の必要最小限の電力利用）に対応した非常用電源設備を有している。庁舎への配電が復旧するには1週間かかると想定し、会計室は、庁舎管理官庁である法務省の担当部署と連携し、当該期間中に非常用電源設備を稼働させるために必要な燃料確保に努める。

(3) 通信・情報システム

官房人事課等に設置されている「NTT 災害時優先電話」を使用することにより、固定電話回線による通信を行うほか、災害用携帯電話や災害用携帯電話に搭載されているインターネット回線を使用するIP無線アプリのほか、衛星携帯電話による通信手段を確保することで、通信網の冗長化の措置を講じる。

(4) 情報システム

発災により、LANシステムの基幹サーバのうち一部が損壊又は故障すると想定されるため、カード型通信端末の導入を検討するとともに、外部メールサービスを利用し、外部との情報交換手段を確保する。また、インターネットの利用及び電子メールによる通信が早期に回復するよう、別途定めるシステム運用継続計画に基づき参集した職員が復旧作業に当たる。

2 非常用物品等

(1) 非常用食料・飲料水

参集要員の1週間分、参集要員以外の職員の3日間分の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレを備蓄し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。また、帰宅困難な状況が生じる可能性があるため、来庁者分についても3日間分備蓄する。

(2) 事務用品

コピー用紙、トナー、文房具等の事務用品は、発災後、災害対策本部の業務、非常時優先業務及び期限付き業務以外への使用を一時中止して使用量を大幅に削減することにより、通常の在庫で賄うとともに、調達担当部署である会計室において、商活動

及び物流が回復し次第、在庫の補充に努める。

(3) その他非常用物品

前記(1)及び(2)のほか、発災時に必要となる非常用物品の備蓄も順次進める。特に、救急用品、参集要員等の庁舎滞在のための物品等を重点的に備蓄する。

(4) 備蓄状況の把握・管理

前記(1)及び(3)の物品の備蓄状況は官房人事課において、前記(2)の物品の備蓄状況は会計室において、それぞれ把握・管理する。

3 帰宅困難者等への対応

(1) 来庁者等への対応

発災時における来庁者等への対応については、前記第4に定める業務の遂行を第一としつつ、地域の一員としての共助の取組の観点から中央合同庁舎第6号館帰宅困難者対応マニュアルに基づき、適切に行う。

ア 来庁者

来庁者については、前記第4に定める業務の遂行の妨げにならないよう、中央合同庁舎第6号館帰宅困難者対応マニュアルに基づき、中央合同庁舎第6号館A棟地下1階講堂に避難させ、庁舎内の移動は最低限にとどめる。

イ 職員以外の帰宅困難者

職員以外の帰宅困難者については、前記第4に定める業務の遂行の妨げにならない範囲において、中央合同庁舎第6号館A棟地下1階講堂に避難させる。

(2) 負傷者の救護

負傷者が発生した場合には、消防計画に基づき、地区自衛消防隊長の指揮の下、応急救護所を設置し、同所において応急救護班が応急手当を行うとともに、緊急を要する場合には医療機関に搬送する。

なお、官房人事課は、今後、必要な救護用品の備蓄量を増やすよう努める。

4 代替庁舎の確保

中央合同庁舎第6号館B棟が被災し、災害対策本部が置けない場合であっても、政府緊急災害対策本部が総理大臣官邸等霞が関近郊に置かれる場合に備えて、霞が関近郊の代替庁舎の確保についても検討する。

第6 通常体制への復帰

1 通常体制復帰の判断

災害対策本部は、庁舎の安全確認や復旧の状況、公共交通機関を含む移動手段の確保状況等を考慮し、非常時の体制から通常体制への復帰が相当であるか判断する。

2 復帰情報の周知

災害対策本部は、非常時の体制から通常体制への復帰が相当であると判断したときは、安否確認サービスその旨を職員に周知する。

第7 教育、訓練、計画の見直し等

発災時に、適切かつ迅速に本計画を実行するには、平常時から全職員が本計画の重要性を十分に理解して自らがとるべき行動を認識し、発災時にはその行動をとることができるように心得ておく必要があることから、官房人事課は、関係する部署とともに以下の取組を実施する。

1 本計画に係る教育

本計画を全職員に周知徹底し、各職員に、発災時における自らの役割、とるべき対応について認識させる。特に、参集要員は、自らの役割の重要性を十分に認識し、参集要員に指定された場合には直ちに自らのとるべき対応を確認するとともに、家族に対しても、発災時には参集することを説明し理解を得ておく。

参集要員に対し、必要に応じて本計画に関する説明会を行う。

応急救護活動等、一定の専門知識が要求される活動については、対応マニュアルの整備、外部研修への参加等により、担当者の能力向上に努める。

2 訓練等

発災時に滞りなく応急的業務等を遂行できるよう、参集要員、地区自衛消防隊員、非参集要員について、それぞれの役割に応じた訓練を行う。訓練を実施した場合には、適切に記録を残し、明らかになった課題を本計画の見直しに反映させる。

訓練の種類（例）

訓練の種類	内容	実施回数・時期
総合防災訓練	中央合同庁舎第6号館B棟で訓練を行う。	年1回（9月ころ）
安否確認・情報伝達訓練	職員の安否情報について、安否確認サービス等を利用して災害対策本部に伝達されるように訓練を行う。	年2回
参集訓練	参集要員により、居住地等からの参集訓練を行い、参集時の問題点等を把握する。	年1回

訓練の種類	内容	実施回数・時期
無線通信訓練	I P無線アプリを実際に使用し、必要な指示・連絡を支障なく行えるように訓練を行う。	年1回
災害時優先電話稼働訓練	電源が喪失した場合でも災害時優先電話が正常に機能するか確認を行う。	適宜
L A Nシステム稼働訓練	L A Nシステムについて、再稼働させた際に支障が生じないかなどについて確認を行う。	適宜
応急救護訓練	負傷者の発生を想定して、応急救護活動の訓練を行う。	適宜

3 本計画の見直し

本計画については、今後、公正取引委員会の組織改正、業務内容の変更、施設・設備の変更等の改正事由が生じた場合には速やかに改正するほか、適宜、内容の適否について点検又は訓練を行った際に課題が明らかになった場合には、課題を分析し、所要の改正を行い、業務継続力の向上を図る。

4 その他

本計画の実効性を確保するため、非常時優先業務又は期限付き業務を担当する課室は当該業務について、官房人事課は災害対策本部の業務について、それぞれマニュアルを整備するとともに、本計画の見直しに合わせてマニュアルを変更することによって、より確実な業務執行体制を確保するものとする。